

新しい被保険者証を送付します

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険加入者の皆さんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。



◆新しい被保険者証

- ①個人ごとにカード化されています。
- ②9月末日までに、世帯単位で郵送します。届いたら内容をご確認ください。

◆古い被保険者証

ご自身で裁断するなどして、破棄していただいで結構です。
または、同封の返信用封筒で返送されるか、直接役場1階2番の窓口へお持ちください。

◆(遠)・(学)などの被保険者証

新たに申請していただく必要があります。お早めに手続きをしてください。

- ①対 象：学生の方や、仕事などで富士見町から住民票を移されている方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方
 - ②窓 口：役場1階2番
 - ③持ち物：(遠)…印鑑、被保険者証 (学)…印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）
- ※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。

人間ドック補助金のご案内

富士見町国保の被保険者が人間ドックを受けられたときは、保険料を滞納していない世帯の方を対象に健診費用の一部を補助しています。

◆補助金額 日帰りドック 15,000円 一泊ドック 30,000円

◆申請方法 健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」と「人間ドック補助金請求書」に必要事項を記載し、領収書（原本）と健診結果（原本）を添付して申請してください。

【申請の際にお持ちいただくもの】

- 1. 国民健康保険証 2. 領収書（原本） 3. 振込口座のわかるもの（預金通帳など） 4. 印鑑
- 5. 健診結果等報告書（健診データの原本）

過去10年分まで国民年金保険料が納められます！

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661
住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

【後納制度のご利用が可能な方】

- (1) 20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れ期間や未加入期間のある方
 - (2) 60歳以上65歳未満の方：(1)の期間のほか、任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - (3) 65歳以上の方：年金受給資格がなく、(1)(2)の期間がある方
- ※老齢基礎年金受給者（繰り上げ受給者を含みます）は対象から除かれます。



日本年金機構では、後納制度の利用が可能と思われるお客様に「お知らせ」をお送りしています。詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」または岡谷年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050